

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント/重要事項説明書

〈2025 年 4 月 1 日現在〉

居宅介護予防支援サービス提供の開始にあたり、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業所の運営方針等

当事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活が送れるように配慮し、また利用者の選択に基づいて適切な保健医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって公平中立に努めるため、以下の事項を遵守します。

- (1) 基本チェックリストの判定により事業対象者に該当した方（以下「事業対象者」という。）が、必要なサービスを利用するために必要となる介護予防ケアマネジメント（以下「介護サービス計画」という。）を作成します。
- (2) 事業対象者の要件の確認及び介護サービス計画作成に係るご利用者及び家族との相談等は対面にて行うことを基本とします。
- (3) 介護予防サービス等の利用等に際し必要な書類の提出について、ご利用者様の同意を得た場合は、その手続きを代行することができます。
- (4) サービス提供事業者については、サービスの種類ごとに、選定理由を説明の上、複数の事業者等を紹介します。ただし、利用可能な範囲に複数の事業者が無い場合を除きます。
- (5) 訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の必要と認める事項について、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (6) 障害者総合支援法において従来支援を行っていた相談支援専門員と連携する等、制度間のサービス継続が円滑に行われるよう留意します。
- (7) 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者のご家族等に連絡すると共に必要な措置を講じます。
- (8) 介護サービス計画の作成については、介護保険法第 115 条の 4 第 5 項の規定に基づき、事業対象者の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

2. サービス利用に際して利用者に了解いただきたい事項

- (1) 介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。
- (2) 介護サービス計画の内容について話し合うサービス担当者会議には、利用者及び家族から参加いただくことを基本としています。
- (3) サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いるときは利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いるときはその家族の同意を、あらかじめ文書により得た上で用います。

3 事業所及びサービス等の概要

(1) 事業者

設置者及び運営主体	白馬村
事業所の名称	白馬村地域包括支援センター
所在地	長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地
電話番号/FAX 番号	0 2 6 1 - 7 2 - 6 6 6 7 / 0 2 6 1 - 7 2 - 7 0 0 1
介護保険指定番号	2 0 0 2 9 0 0 0 3 9
指定年月日	2 0 2 4 年 4 月 1 日
指定更新年月日	2 0 3 1 年 4 月 1 日

(2) 事業所の職員体制

職 種	員 数	業務内容
管理者	川嶋 一暢	事業所の総括・管理
職 員	保健師 1 名 (兼) 社会福祉士 1 名 主任ケアマネジャー 1 名	居宅介護予防支援 介護予防ケアマネジメント 総合相談 権利擁護

(3) サービス内容に関する事項

営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 (時間外は当直携帯に転送対応)	
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝祭日、12 月 29 日から 1 月 3 日	
サービス提供地域	白馬村	
事業内容	1. 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント 2. 経過観察・再評価	
苦情・相談対応窓口 の名称及び連絡先	事業所窓口	名称 白馬村地域包括支援センター 電話 0 2 6 1 - 7 2 - 6 6 6 7
	外部窓口	名称 北アルプス広域連合 介護保険課 電話 0 2 6 1 - 2 2 - 7 1 9 6
	国保連合会窓口	名称 介護保険課 苦情相談窓口 電話 0 2 6 - 2 3 8 - 1 5 8 0

(4) サービス利用料

サービス種別	利用者負担額
介護予防支援	無料（地域支援事業より全額給付され自己負担はありません。） ※ 但し、保険料の滞納等で利用者負担が発生する場合があります。その場合、領収書を発行しますので白馬村役場健康福祉課窓口に提出していただくと払戻いたします。
ケアマネジメントA	
ケアマネジメントB	
ケアマネジメントC	
法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に規定する事業のみ利用時に作成する介護予防ケアマネジメント	無 料
解 約	無 料 ＊ ご利用者からのお申し出により、いつでも解約できます。
情報提供料	実費をいただきます。 ＊ 利用に関する記録・書類の複写等ご利用者からご希望があった場合。
介護予防支援の委託の有無	有
委託先の居宅介護予防支援事業所	居宅介護支援事業所白嶺 居宅介護支援事業所しろうま 白馬村社協居宅介護支援事業所 社会福祉法人暖家 アムール大町居宅介護支援事業所 社会福祉法人れんげ福祉会 ケアサポート銀松苑 小谷村社協居宅介護支援事業所 セセラギ 居宅介護支援事業所 あんじゃね 福祉サポート さくら坂 アムール大町 居宅介護支援事業所 ケアプランわらわ

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、利用者に対し本書面に基つき重要事項を説明しました。

事業所 白馬村地域包括支援センター

所在地 長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地

説明者

⑨

個人情報利用同意書

個人情報の利用について、下記により必要最小限の範囲で使用することに同意します。

記

1、使用目的

- (1) 介護予防サービス等の提供を受けるに当たって、担当職員と介護予防サービス事業者等との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1)のほか、居宅介護支援事業者又は介護予防サービス事業所等との連絡調整のために必要な場合
- (3) 現に介護予防サービスの提供を受けている場合で、私が体調を崩し又はケガ等で病院に行ったときで、医師・看護師等に説明する場合

2、個人情報を提供する場所

- (1) 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに掲載されている介護予防サービス事業所等
- (2) 受託した居宅介護支援事業所
- (3) 病院又は診療所（受診・診療することとなった場合）

3、使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4、使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲とし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者にもれることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を提供した会議、相手方、個人情報の内容等経過を記録する。

令和 年 月 日 事業者 白馬村地域包括支援センター

管理者 川嶋 一暢 ⑩

利用者氏名	⑩
代理人氏名	⑩